

1. 事業の必要性・概要

平成26年10月、生物多様性条約第12回締約国会議（COP12、於韓国）においてCOP10で採択した「愛知目標」の達成状況の中間評価が行われる予定である。我が国が国際的に貢献し引き続きリーダーシップを発揮していくためには、愛知目標の中間評価の結果を国家戦略に反映し、対応が遅れている分野の取組を加速する必要がある。

このため、我が国の生物多様性の状況を継続的かつ適切に把握、評価していくとともに、中間評価の結果も踏まえ、愛知目標の採択を受けて策定した「生物多様性国家戦略2012-2020」や関連指標の見直しを検討し、必要に応じて最新の知見を踏まえた内容に修正する。

また、平成26年3月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次報告書においては、脆弱な生態系や生態系サービスが気候変動により損失することが確度の高いリスクであるとされている。同報告書では効果的な適応策と緩和策の両方を併せて促進することの重要性が指摘されており、平成27年度には我が国の適応計画が閣議決定される予定である。

このため最新の知見に基づき、生物多様性分野における適応策とその着実な実施方針、並びに各分野で進められる適応策がもたらす生物多様性への影響についての対応方針を検討し、生物多様性国家戦略に反映する。

2. 事業計画（業務内容）

	27年度	28年度	29年度
(1)生物多様性国家戦略の進捗状況に関する評価等			→
(2)「生物多様性国家戦略2012-2020」の見直しの検討		→	
(3)生物多様性の保全のための適応策の検討		→	

3. 施策の効果

生物多様性関連施策の着実な実施及び一層の充実・強化を促進し、我が国における愛知目標の達成に貢献する。また、生物多様性分野における適応の考え方や具体的な行動計画等を検討することにより、生物多様性分野における気候変動への適応に資する施策である。

生物多様性国家戦略推進費

平成27年度予算要求額:32百万円(28百万円)
支出予定先:民間団体等

H22年度 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

日本が議長国

・2020年までの国際目標として「愛知目標」採択

【目標15】気候変動の緩和と適応に貢献

H24年度 「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定

国家戦略の
進捗状況を評価

・「愛知目標」の達成に向けた、我が国の国別目標を設定

H26年10月 生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)

・各国が国別報告書提出
(日本はH26.3)
⇒「愛知目標」の中間評価

・気候変動対策は緩和と適応の統合実施による効果的な実施を要する(IPCC第5次評価報告書[H26.3])
・生態系は気候変動に対して特に脆弱

H27年夏頃 適応計画の策定

生物多様性国家戦略2012-2020の見直し検討

国別目標の達成に向け取組を加速

H32年(2020年)頃 生物多様性条約締約国会議

・「愛知目標」の最終評価 ⇒ ポスト愛知目標